

令和2年度年末調整の改正対応

税制改正に基づき本年（令和2年）の年末調整より適用される各種改正につきまして、関連メニューの改修を行います。

リリース日：2020年7月15日(水)

改正の内容（今回リリース）

「所得金額調整控除」

<P2>

本人の給与等の収入金額が「850万円超」であり、かつ以下(イ)～(ハ)のいずれかに該当する場合には【所得金額調整控除】が適用となり、給与所得の金額から調整額が控除されます。

(イ)本人が特別障害者 (ロ)23歳未満の扶養親族がいる (ハ)同一生計配偶者または扶養親族に特別障害者がいる

「ひとり親控除」

<P3>

本人が「未婚のひとり親」である場合において【ひとり親控除】が適用となり、その年の所得金額から35万円が控除されます。

この【ひとり親控除】は、従来の「寡夫」「特別の寡婦」においても適用されます。

「住宅ローン控除特例措置」

<P4>

居住用家屋の新築・取得又は増改築等において要件を満たしている場合に、住宅ローン控除特例措置（特別特定取得）が適用されます。

（令和2年度年末調整関連のうち2020/2月リリース済みの案件）

| | |
|--------------------|--|
| ①給与所得控除の引下げ | 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます また、給与所得控除を適用できる給与等の収入金額とその上限額が引き下げられます |
| ②基礎控除の引上げ | 基礎控除額が【48万円】となります また、合計所得金額が2400万円を超える場合は、金額に応じて基礎控除額が逡減します |
| ③配偶者（特別）控除の所得要件引上げ | 配偶者控除、配偶者特別控除にかかる各種金額要件が引き上げられます |
| ④勤労学生の所得要件引上げ | 金額要件が【75万円以下】に引き上げられます |

令和2年度年末調整の改正対応

所得金額調整控除

源泉徴収簿入力

年末調整一覧タブ [年末調整] 欄

| 年末調整 | | |
|-----------------------|-------------|--------|
| 区分 | 金額 | 税額 |
| 給与・手当等 | 8,605,701 | 44,170 |
| 賞与等 | 696,000 | 19,139 |
| 計 | A 9,301,701 | 63,309 |
| 給与所得控除後の給与等の金額 | 7,351,701 | |
| 所得金額調整控除額 | Z 80,171 | |
| 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) | 7,271,530 | |

【所得金額調整控除額 <Z>】対象ケース

◆ 前提条件…【計 <A>】が8,500,000超である

かつ、年末調整控除タブの情報が以下いずれかに当てはまる

- (イ) 本人控除区分が[障害者区分=特別]である
- (ロ) 扶養親族情報に翌年1月1日時点の年齢が満23歳未満の扶養親族が存在する
- (ハ1) 配偶者が[障害者区分=特別]かつ[配偶者合計所得=48万円以下]である
- (ハ2) 扶養親族情報に[障害者区分=特別]の扶養親族が存在する

【所得金額調整控除額<Z>】の算出

◆ $(\langle A \rangle - 8,500,000 \text{円}) \times 10\% = \langle Z \rangle$

- ・ <A>が10,000,000円を超える場合、<A>を10,000,000円として算出
- ・ 1円未満の端数は切り上げ

～上図の場合、

$$(9,301,701 - 8,500,000) \times 10\% = 80170.1 \rightarrow \text{端数を切り上げ【80,171円】となる}$$

扶養親族の条件により所得金額調整控除が適用された場合には、[源泉徴収票出力]出力帳票の[摘要]欄にその扶養親族の氏名と「(調整)」の文言が印字されます。
この他[年末調整一覧]や[年調通知書印刷]など関連メニューのレイアウト/帳票も変更になります。

令和2年度年末調整の改正対応

ひとり親控除

源泉徴収簿入力

年末調整控除タブ〔本人控除区分〕欄

本人控除区分

- 障害区分 非該当 一般 特別
- 寡婦 非該当 扶養有 扶養無 ひとり親
- 寡夫 非該当 ひとり親
- 勤労学生 非該当 該当

従前の寡婦/寡夫控除の対象者で子がいる者、および未婚のひとり親の者は〔ひとり親〕と設定します。
(いずれも合計所得金額=500万円以下が条件)
※ 控除額=35万円

設定項目の推移(◆)

| — | 従前 | 改正後 |
|----|----|-------------|
| 寡婦 | 特別 | <u>ひとり親</u> |
| 寡夫 | 該当 | <u>ひとり親</u> |

(◆) ひとり親控除は令和2年分の年末調整から適用されるものであるため、毎月の給与/賞与計算の所得税源泉徴収にかかる〔社員情報設定〕の設定項目は従前のままとなります。

ひとり親控除の創設に伴い、関連する画面・帳票の文言も変更となります。

例>源泉徴収簿の出力帳票

| | | |
|------|-------------|--|
| 本人 | 一般の障害者 | |
| | 特別障害者 | |
| | 旧寡婦・寡婦 | |
| | 旧特別の寡婦・ひとり親 | |
| | 旧寡夫・ひとり親 | |
| 勤労学生 | | |

～参考～「ひとり親」に該当しない寡婦

<寡婦/扶養有り> 子ではない扶養親族を有する者(合計所得金額=500万円以下)

<寡婦/扶養無し> 扶養親族のいない者(死別かつ合計所得金額=500万円以下)

※ いずれも控除額=27万円

令和2年度年末調整の改正対応

住宅ローン控除特例措置

源泉徴収簿入力

年末調整一覧タブ〔住宅借入金等〕ボタン

| | 従前のチェック項目 | 改正後のチェック項目 |
|------------|-----------|------------|
| 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| 特定取得に該当 | 該当 | 特定取得 |
| 住宅ローン特例に該当 | (項目なし) | 特別特定取得 |

特定取得にかかるチェック項目について、住宅ローン控除特例措置に対応する【特別特定取得】が追加されました。

チェック項目は〔源泉徴収票出力〕に反映されます。

- 特定取得 … 「住（特）」と印字
- 特別特定取得 … 「住（特特）」と印字